

医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

改 正 後

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは、「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。」の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。」を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号口中「七百五十以上」とあるのは、「別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号の中「六百以上」とあるのは、「別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」とも

改 正 前

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、平成二十年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「七・五」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「件数」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「件数」と、「三以上」とあるのは「一以上」とあるのは「件数」と、「三で除して得た数」と、「五」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」とし、平成二十一年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「七・五」とあるのは「五」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、「三で除して得た」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、「三で除して得た」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」とする。

、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号口中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号ロ中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかつた日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいづれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいづれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行つた件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいづれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。

ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

別表一

三月	二月	一月	当該会計年度 の前三会計年 度に含まれる 令和二年二月 以降の月数	国又は地方 公共団体か らの要請を 受けて休業 した日がな い場合の基 準値
七百四十五	七百四十六	七百四十八	七百四十八	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十六から控除した数
国又は地方公共団体からの要請	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 の基準値（小数点以下一位未満 の端数があるときは、これを四 捨五入する。）

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいづれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

(新設)

三月	二月	一月	当該会計年度 の前三会計年 度に含まれる 令和二年二月 以降の月数	国又は地方 公共団体か らの要請を 受けて休業 した日がな い場合の基 準値
七百四十五	七百四十六	七百四十八	七百四十八	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十六から控除した数
国又は地方公共団体からの要請	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 の基準値（小数点以下一位未満 の端数があるときは、これを四 捨五入する。）

	八月	七月	六月	五月	四月	
	七百三十六	七百三十七	七百三十九	七百四十一	七百四十三	
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百三十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百三十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百三十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十五から控除した数	を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百四十五から控除した数

九月	十月	十一月	十二月	十三月	十四月
七百三十四	七百三十二	七百三十	七百二十九	七百二十七	七百二十五
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十五から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百三十二から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百三十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十五から控除した数

十五月	十六月	十七月	十八月	十九月	三十月
七百二十三	七百二十一	七百二十	七百十八	七百十六	七百十四
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百二十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を七百十四から控除した数

二十六月	二十五月	二十四月	二十三月	二十二月	二十一月	二十一个月	七百十四から控除した数
七百三	七百五	七百七	七百九	七百十一	七百十二	七百十二	七百十二から控除した数
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百五から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数	七百十四から控除した数

別表二

	三月	二月	一月	当該会計年度の前三会計年	度に含まれる令和二年二月以降の月数	当該会計年度
	五百九十六	五百九十七	五百九十九	準 値	い場合の基	国又は地方公共団体かららの要請を受けて休業した日がなした日がな
を五百九十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十九から控除した数	捨五入する。)	の端数があるときは、これを四捨五入する。)	国又は地方公共団体からの要請を受けた休業した日がある場合の基準値（小数点以下一位未満）

じて得た数を三で除して得た数を七百三から控除した数

(新設)

四月	五月	六月	七月	八月	九月
五百九十四	五百九十三	五百九十一	五百九十	五百八十九	五百八十七
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百九十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百九十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百九十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百九十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十七から控除した数

十一月	十二月	十三月	十四月	十五月
五百八十六	五百八十四	五百八十三	五百八十一	五百八十
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百八十から控除した数

二十一月	二十月	十九月	十八月	十七月	十六月	
五百七十	五百七十一	五百七十三	五百七十四	五百七十六	五百七十七	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数	五百七十九から控除した数

二十六月	二十五月	二十四月	二十三月	二十二月	じて得た数を三で除して得た数 を五百七十から控除した数
五百六十三	五百六十四	五百六十六	五百六十七	五百六十八	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十八から控除した数
国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十八から控除した数	五百六十八 国又は地方公共団体からの要請 を受けて休業した日数に二を乗 じて得た数を三で除して得た数 を五百六十八から控除した数